

## 令和3年度「世界禁煙デー」・「禁煙週間」について

令和3年5月19日  
健康づくり推進課

## 1 趣 旨

本年の「世界禁煙デー」に合わせて、「禁煙週間」のテーマを踏まえた広報・啓発等に取り組み、禁煙の支援や受動喫煙の防止対策を推進する。

## 2 世界禁煙デー・禁煙週間

## (1) 世界禁煙デー

毎年5月31日

昭和63(1988)年に国連の世界保健機関(WHO)総会決議により創設。

## (2) 禁煙週間

世界禁煙デーに始まる一週間(5月31日～6月6日)

わが国でも平成4年に禁煙週間を定め、国・地方自治体・関係団体等により、たばこの健康被害の啓発や受動喫煙の防止対策等に取り組んでいる。

## [令和3年度のテーマ]

たばこの健康影響を知ろう！～新型コロナウイルス感染症とたばこの関係～

## 3 期間中の県取組

項目	内容
県民への広報・啓発	懸垂幕の掲出、ポスターの掲示(県本庁舎・各保健所・市町・大学等)、 県公式SNS・県ホームページによる情報発信
県庁舎敷地内禁煙	県本庁舎等の敷地内禁煙の協力依頼

## (参考1) 本県の主なたばこ対策

## 受動喫煙防止対策

健康増進法や広島県がん対策推進条例に規定する受動喫煙防止対策について、施設管理者等への相談・指導等を実施。

## 禁煙支援

禁煙したい人に対して、相談支援を行う医療機関・薬局等の情報を提供。

## 普及啓発

がん、循環器疾患、呼吸器疾患、糖尿病など、喫煙の健康リスクを普及啓発。

## (参考2) たばこ対策の経緯等

- 平成28年4月 ・広島県がん対策推進条例(以下「県条例」という。)により受動喫煙防止対策の義務化を開始。
- 平成30年7月 ・健康増進法の改正により、受動喫煙防止措置の義務・規制が規定。
- 令和元年7月 ・改正健康増進法の施行に向け、県条例を一部改正。  
・改正健康増進法の一部施行により、学校、児童福祉施設、医療機関、官公庁等の敷地内禁煙(屋外に喫煙場所の設置可)が義務化。
- 令和2年4月 ・改正健康増進法の全面施行により、飲食店等の原則屋内禁煙及び屋内に喫煙専用室を設ける場合の表示が義務化。  
・改正県条例の施行により、学校、児童福祉施設等の敷地内を完全禁煙(屋外に喫煙場所の設置不可)とする追加規制を開始。

(参考3) 新型コロナウイルス感染症の重症化リスク因子

- 厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症(COVID-19) 診療の手引き」において、重症化のリスク因子に「喫煙」が位置付けられている。

表 2-1 重症化のリスク因子	
重症化のリスク因子	評価中の要注意な基礎疾患など
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 65 歳以上の高齢者<sup>1)</sup></li><li>・ 悪性腫瘍<sup>2)</sup></li><li>・ <u>慢性閉塞性肺疾患 (COPD)</u><sup>3)</sup></li><li>・ <u>慢性腎臓病</u><sup>4)</sup></li><li>・ <u>2 型糖尿病</u><sup>5)</sup></li><li>・ 高血圧<sup>6)</sup></li><li>・ 脂質異常症<sup>7)</sup></li><li>・ 肥満 (BMI 30 以上)<sup>8)</sup></li><li>・ <u>喫煙</u><sup>8)</sup></li><li>・ 固形臓器移植後の免疫不全<sup>9)</sup></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ステロイド<sup>10)</sup> や生物学的製剤<sup>11)</sup> の使用</li><li>・ HIV 感染症 (特に CD4 &lt;200 /<math>\mu</math>L)<sup>12)</sup></li><li>・ 妊婦<sup>13,14)</sup></li></ul>

(出展) 新型コロナウイルス感染症(COVID-19) 診療の手引き 第 4.2 版 (R3.2.15)  
12 ページ 「3 重症化のリスク因子」

- 喫煙により発症リスクが高まるとされる「悪性腫瘍」「慢性閉塞性肺疾患 (COPD)」「慢性腎臓病」「2 型糖尿病」「高血圧」などの基礎疾患も重症化のリスク因子となっている。